

小金井市の放射能測定事業について

1 放射能測定器導入までの経過

昭和61年4月に起きた旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所火災事故を受けて、昭和63年6月10日に「市民の健康を守るため、市として食品の放射能測定ができるようにしてもらうことを求める陳情書」提出された。

昭和63年6月22日 総務委員会で採択

6月29日 市議会本会議において、総務委員長報告後採択

2 放射能測定器の機種決定及び導入

平成2年5月発注	機種	米国キャンベラ社製 2801 型 分析システム
	測定機器	ヨウ化ナトリウム (タリウム) シンチレーションディテクタ
	測定	食品中のセシウム134及びセシウム137の放射能濃度を測定
	購入額	4,326,000 円
平成2年8月	放射能測定器	納品
	設置場所	上之原会館放射能測定室 小金井市本町五丁目6番19号

3 放射能測定器の運営

平成2年7月7日 小金井市放射能測定器運営連絡協議会設立
平成2年9月1日 市と協議会代表で「放射能測定器運用契約書」及び「放射能測定器運用契約に基づく附属協定書」締結
小金井市放射能測定事業取扱要領制定

4 平成23年度予算措置

緊急修繕料	11,000 円
委託料	288,000 円
放射能分析検査委託料	12,000 円
放射能測定器保守点検委託料	276,000 円
(@87,000×3回×消費税1.05%)	

再検査料は
現行 20000 円位?

5 放射能測定事業の流れ

*測定申込みは市内在住、在勤、在学の者とし、営利を目的とする者は除く。
測定は市と契約した小金井市放射能測定器運営連絡協議会（以下「協議会」）が実施。

測定器の使用は週1回、午前9時～午後5時。

- (1)食品の放射能測定を希望する市民の申し込みを電話等で経済課が受付。
- (2)測定依頼者の連絡先を協議会にFAXで連絡。その後、測定日の1週間程度前に協議会は測定依頼者に確認の電話を入れる。

- (3)測定日に測定依頼者は、試料を持ち込む際、品物を粉砕した状態（泥などは取り除く）で200 ccを上之原会館に9時に持参する。
- (4)協議会測定担当者は試料を受け取り、測定器にセットする。測定は6時間行う。
（その間、測定室に人が居る必要はなく、6時間後、自動的に測定は終了する。）
- (5)測定終了後、測定担当者は測定結果を「食品に係る放射能測定結果通知書」に記入し、測定依頼者に渡す。

6 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生後の対応

*放射能測定器の使用日時等の変更

平成23年3月11日、東日本大震災に伴う津波による被害のため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生後における食品の放射能測定の申込み希望者が連日、多数の申込者がいる状況であった。そのため、週1回の測定では、申込み日から2か月から3か月以上、市民に測定を待ってもらう状況であった。

したがって、放射能測定器連絡協議会と協議をした結果、週1回の測定を当分の間、週3回に平成23年5月から変更することとした。

その後も測定申込が多数ある状況となっていることから再度、協議会と測定回数等について協議中である。

なお、9月中旬現在、来年2月まで申込予約が入っている状況となっている。

*学校及び保育園の給食食材の測定

公立小学校9校、中学校5校及び公立保育園5園の給食食材の放射能測定を保育課及び市教育委員会学務課の依頼により毎年実施している。

昨年度は保育園（保育課）の給食食材を8月に15件、学校給食食材（市教委学務課）を1月に14件測定した。

しかし、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発生後、保護者からの要望を受け例年より前倒しで、学校給食食材を7月に、認可保育園（市立5園、私立8園）の給食食材を8月に測定を行い保護者からの要望に対応している。

平成23年9月13日

小金井市市民部経済課消費生活係